

環境コンプライアンス

当社グループでは、環境汚染や生態系破壊、気候変動などの環境リスクを最小限に抑えるため、法規制よりも厳しい自主基準値を設けるなどし、環境コンプライアンスを徹底しています。

環境リスクへの対応

当社グループでは、富士通(株)と連携を取り、製品に関わる環境法規制、ならびに各事業所に適用される気候変動や廃棄物などに関わる環境法令への順守を徹底することで、環境リスクを最小限に抑えるように努めています。

具体的には、国内外の環境法規制を監視するとともに、それらの順守状況を評価する仕組みを構築・運用しています。また、内部監査、環境パトロールなどを通じて、法令の要求事項に基づく運用が行われているか確認し、不具合を発見した場合には、早急に是正する体制を取っています。さらに、有資格者の確保や緊急事態対応訓練の適宜実施など、人的リソースの面にも配慮しています。



環境パトロール

製品に関わる環境法規制への対応

製品の安全性や、製品が環境へ及ぼす影響に対する世の中の関心がますます高まる中、世界中で製品に関わる環境法規制が制定・強化され続けています。このような状況下、当社グループも幅広く海外展開していることから、欧州のRoHS（※1）やREACH（※2）をはじめとする製品含有化学物質規制に適合するため、開発～出荷までにおける社内の各プロセスにおいて含有規制化学物質の管理体制を整え、お客様へ適合製品を提供しています。

※1：電気・電子機器における特定有害物質の使用制限

※2：化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則

気候変動対策

事業活動において「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に定める特定事業者（年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上）に該当することから、同法の努力目標である「エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%改善」に取り組み、行政へ定期的に報告しています。

2016年度から開始された省エネ法「事業者クラス分け評価制度」においては、当社（富士通フロンテック株式会社）は、同制度開始時から10年連続で「Sクラス（優良事業者）」の評価を受けています。

なお、2023年4月に省エネ法が改正されたことを受け「2030年度における電気使用量に占める非化石エネルギーの割合に関する目標」を設定し、取り組んでいます。

また「フロン排出抑制法」（2015年4月施行）に基づき、フロン類漏えい量の算定を含めた第一種特定製品の適正な管理ができるよう、管理統括部門を設置するなど社内体制を構築・運用し、対象製品の保有部門においては簡易点検などの要求事項の履行を徹底し、フロン類の漏えいによる温室効果ガス（GHG）の発生を抑制するように努めています。

海外では、グループ会社のFUJITSU DIE-TECH CORPORATION OF PHILIPPINES（FDTP）が、2019年11月に発効されたフィリピン版省エネ法（共和国法第11285号）の要求に基づき、エネルギーマネジメントシステム（EnMS）の構築やエネルギー管理者の選任など、工場内のエネルギー管理体制を整備・強化し、GHG排出量の削減に取り組んでいます。

[>気候変動への取り組み](#)



エアコン室外機の簡易点検

廃棄物管理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が定める排出事業者責任の下、同法が要求する委託基準などに基づき、産業廃棄物（産廃）を適正に処理するとともに、減量に努めています。具体的には、当社の全拠点で電子マニフェストを採用し、産廃の引渡し～最終処分完了まで確実に監視再資源化の促進を目的に同法が定める産廃の種類よりも細かく分別するなど排出事業者として努めています。

また、富士通グループで運用している代行監査（複数の事業所が同じ業者に処理委託している場合、代表事業所がグループの代表として現地監査を実施）の枠組みも活用しつつ、産廃処分業者様の現地監査を行い、当社から委託された廃棄物が適正に処理されているか定期的に確認しています。



現地監査の様子

化学物質管理

環境・人体に与える影響を最小限に抑えることなどを目的とし、当社の事業所内で使用する化学物質の保管量・使用量を管理するとともに、使用する化学物質のSDS（安全データシート）を取得し、SDSに基づいたリスクアセスメントを実施するなど、適正な化学物質の管理に努めています。

また、2023年4月および2024年4月に段階的に施行された「労働安全衛生法）新たな化学物質規制」に基づき、化学物質を使用する各事業所に化学物質管理者と保護具着用管理責任者をそれぞれ選任するなど、社内における化学物質管理を強化しています。

環境測定

各事業所の活動に由来する近隣への環境影響をモニタリングするため、関連する法令・条例などの基準よりさらに厳しい自主基準値を設けて、水質、騒音・振動などの環境測定を専門機関に委託して定期的の実施しています。また、測定後に「環境測定結果判定会」を開催し測定結果についてレビューを行い、必要に応じて改善策などを決定しています。



騒音自主測定



地下水の採水